

規定改定のお知らせ

平素より当会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当会では、ＡＴＭ（現金自動預入払出兼用機）における取引拡大（通帳による普通貯金入金の取扱範囲拡大等）を実施いたしました。

これに伴い、「普通貯金規定」、「総合口座取引規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」、および「貯蓄貯金規定」を次のとおり改定させていただきますので、お知らせいたします。

（平成２８年７月１日）

「普通貯金規定」の改定について

（下線部分が改定箇所）

改 定 後	改 定 前
１．（取扱店の範囲） この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しの際の１回および１日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 <u>また、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合の現金自動預入払出兼用機（以下、「自動化機器」といいます。）においても、預入れができます。</u> ２．～５．（省 略） ６．（<u>自動化機器</u>での通帳による貯金の払戻し） 当組合がキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の提携組合の<u>自動化機器</u>を使用して、この通帳によりこの貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ申出てください。 <u>自動化機器</u>での通帳によるこの貯金の払戻しについては、この規定の他の条項並びに当座性貯金共通規定の条項およびカード・Ｉ	１．（取扱店の範囲） この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しの際の１回および１日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 ２．～５．（同 左） ６．（<u>支払機</u>での通帳による貯金の払戻し） 当組合がキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の提携組合の<u>現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）</u>を使用して、この通帳によりこの貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ申出てください。 <u>支払機</u>での通帳によるこの貯金の払戻しについては、この規定の他の条項並びに当座性貯金共通規定の条項およびカード・ＩＣカ

改 定 後	改 定 前
Cカード規定兼ローンカード規定の条項を 準用します。 7. (省 略)	ード規定兼ローンカード規定の条項を準用 します。 7. (同 左)

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。

「総合口座取引規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
1. (省 略) 2. (取扱店の範囲) (1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合(以下、「提携組合」といいます。)においても、普通貯金への預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 <u>また、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合の現金自動預入払出兼用機(以下、「自動化機器」といいます。)においても、預入れができます。</u> (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、<u>当組合のどこの店舗でも取扱います。</u> <u>また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店(所)および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。</u> 3. ～4. (省 略) 5. (自動化機器での通帳による普通貯金の払戻し) 当組合がキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の提携組合の<u>自動化機器</u>を使用して、この通帳により普通貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ	1. (同 左) 2. (取扱店の範囲) (1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合(以下、「提携組合」といいます。)においても、普通貯金への預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか当組合のどこの店舗でも取扱います。 3. ～4. (同 左) 5. (支払機での通帳による普通貯金の払戻し) 当組合がキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の提携組合の<u>現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。)</u>を使用して、この通帳により普通貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳によ

改 定 後	改 定 前
申出てください。 <u>自動化機器</u>での通帳による普通貯金の払戻しについては、この規定の他の条項並びに当座性貯金共通規定の条項およびカード・ＩＣカード規定兼ローンカード規定の条項を準用します。 6．～13．（省 略）	る払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ申出てください。 <u>支払機</u>での通帳による普通貯金の払戻しについては、この規定の他の条項並びに当座性貯金共通規定の条項およびカード・ＩＣカード規定兼ローンカード規定の条項を準用します。 6．～13．（同 左）

（注） 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。

「普通貯金無利息型（決済用）規定」の改定について

（下線部分が改定箇所）

改 定 後	改 定 前
1. （取扱店の範囲） この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 <u>また、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合の現金自動預入払出兼用機（以下、「自動化機器」といいます。）においても、預入れができます。</u> 2. ～5. （省 略） 6. <u>（自動化機器）</u>での通帳による貯金の払戻し） 当組合がキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の提携組合の<u>自動化機器</u>を使用して、この通帳によりこの貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ申出てください。 <u>自動化機器</u>での通帳によるこの貯金の払戻しについては、この規定の他の条項並びに当座性貯金共通規定の条項およびカード・ICカード規定兼ローンカード規定の条項を準用します。 7. （省 略）	1. （取扱店の範囲） この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 2. ～5. （同 左） 6. <u>（支払機）</u>での通帳による貯金の払戻し） 当組合がキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の提携組合の<u>現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）</u>を使用して、この通帳によりこの貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ申出てください。 <u>支払機</u>での通帳によるこの貯金の払戻しについては、この規定の他の条項並びに当座性貯金共通規定の条項およびカード・ICカード規定兼ローンカード規定の条項を準用します。 7. （同 左）

（注） 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。

「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」の改定について

（下線部分が改定箇所）

改 定 後	改 定 前
1. (省 略) 2. (取扱店の範囲) (1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 <u>また、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合の現金自動預入払出兼用機（以下、「自動化機器」といいます。）においても、預入れができます。</u> (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、<u>当組合のどこの店舗でも取扱います。</u> <u>また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。</u> 3. ～4. (省 略) 5. (<u>自動化機器</u>での通帳による普通貯金の払戻し) 当組合がキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の提携組合の<u>自動化機器</u>を使用して、この通帳により普通貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ	1. (同 左) 2. (取扱店の範囲) (1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか当組合のどこの店舗でも取扱います。 3. ～4. (同 左) 5. (<u>支払機</u>での通帳による普通貯金の払戻し) 当組合がキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の提携組合の<u>現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。)</u>を使用して、この通帳により普通貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳によ

改 定 後	改 定 前
申出てください。 <u>自動化機器</u>での通帳による普通貯金の払戻しについては、この規定の他の条項並びに当座性貯金共通規定の条項およびカード・ＩＣカード規定兼ローンカード規定の条項を準用します。 6. ～ 13. (省 略)	る払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ申出てください。 <u>支払機</u>での通帳による普通貯金の払戻しについては、この規定の他の条項並びに当座性貯金共通規定の条項およびカード・ＩＣカード規定兼ローンカード規定の条項を準用します。 6. ～ 13. (同 左)

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。

「貯蓄貯金規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
1. (取扱店の範囲) この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合(以下、「提携組合」といいます。)においても、預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 <u>また、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合の現金自動預入払出兼用機においても、預入れができます。</u> 2. ～7. (省 略)	1. (取扱店の範囲) この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合(以下、「提携組合」といいます。)においても、預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 2. ～7. (同 左)

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。